

めだかの生活介護 重要事項説明書及び同意書

<令和6年10月1日現在>

1. 事業者

名称	有限会社いわてにつかコミュニティ企画
所在地	岩手県盛岡市乙部31地割17番地
電話番号	019-675-1199
代表者氏名	代表取締役 吉田 ひさ子
法人設立年月日	平成19年3月27日

2. 事業所の概要

事業所の名称	めだかの生活介護
事業所の所在地	岩手県盛岡市乙部31地割17番地
事業所の種類	指定生活介護事業所 平成31年4月1日指定
事業所指定番号	0310101860
電話番号	019-656-1638
管理者	荒屋敷 祥平
サービス管理責任者	荒屋敷 祥平
事業実施地域	盛岡市（玉山地区を除く）、矢巾町、紫波町
主たる対象者	知的障害者、身体障害者、精神障害者
利用定員数	20名
開設年月日	平成31年4月1日
事業所が行っている他の業務	日中一時支援事業 平成31年4月1日指定

3. サービスの目的・運営方針

目的	常時介助を必要とする利用者に対し、入浴、排泄または食事の介助を行うと共に日中活動において、身体能力の機能維持や創作活動、レクリエーション、外出等の機会を提供し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう適切な支援を提供します。
運営方針	心身に障害がある方が個々のニーズに応じた日常生活、社会生活を営むことができるように支援を行い、ひとり一人が活かされ、地域の人々と共に豊かな人生を築き上げていくことを支援する。また、地域社会の中で人々と触れ合い、ともに生きることを体験し、積極的に社会参加できるような活動を行います。
第三者評価の実施状況	なし

4. 施設・設備の概要

敷地	1 6 8 . 3 7 m ²	建物	1 4 3 . 2 3 m ²
訓練・作業室①	1 8 . 2 4 m ²	訓練・作業室②	8 . 2 0 m ²
洗面所	3 . 6 5 m ²	便所①	3 . 6 5 m ²
相談室	2 . 8 5 m ²	便所②	1 . 8 1 m ²
静養室	1 0 . 9 4 m ²	食堂	1 0 . 9 4 m ²
浴室	4 . 5 6 m ²		

5. 職員の体制

職種	員数	職務内容
管理者	1名	・従業者及び業務の一元的管理及び指揮命令 ・利用の申し込みに係る調整
サービス管理責任者	1名	・個別支援計画の作成 ・従業者等に対する技術指導等サービス内容の管理
看護師	1名以上	・利用者の日常生活上の健康管理 ・医師の指導のもと医療処置、アドバイス等
生活支援員	4名以上	・食事、入浴、排泄等の介助 ・レクリエーション、送迎等
調理員	1名以上	・適切な食事の提供
医師（委託契約）	1名	・利用者の日常生活上の健康管理

6. 営業日、サービス提供日等

(1) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（祝日は除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

(2) サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日	月曜日から土曜日（祝日は除く）
サービス提供時間	・午前9時00分から午後5時00分（月曜日から金曜日） ・午前9時00分から午後3時00分（土曜日）

※なお、8月13日から8月16日と12月31日から1月3日は休業日となります。

7. サービス提供内容と利用料金

サービス管理責任者は、利用者について解決すべき課題と意向を把握し、それを踏まえた上で、生活介護事業の目的及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ「個別支援計画」を利用者と面談し作成します。「個別支援計画」は、利用者及びその家族に事前に説明し同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。「個別支援計画」については、6ヶ月1度以上定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。

(1) サービスの内容

日常生活支援	日常生活の指導や社会体験学習により日常生活力及び社会生活の維持を支援します。
健康管理	利用者の健康状態を常に観察し、関係機関と連携して健康保持のための適切な支援を行います。
食事の提供	栄養のバランス、カロリーに配慮した献立により提供します。
送迎サービス	事業所送迎の範囲内で送迎を希望する利用者へ送迎サービスを行います。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身状態等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。
訓練的活動	日常生活能力や身体能力の維持向上を図るための訓練を行います。
日中活動	創作的活動、レクリエーション活動等様々な活動の機会を提供します。
介護	利用者の状況に応じて、食事、整容、更衣、排泄等生活全般にわたる援助を行います。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は、個別支援計画に基づき居宅を訪問して利用状況を確認し、月4回を限度として合意のうえで支援を行います。
入浴又は清拭	希望される利用者へ入浴支援を行います。その際は、着替え、タオル等必要物品の準備をお願いします。

(2) 介護給付費対象サービス内容の料金

上記サービスの利用に対しては、通常下記の料金表の総費用額の1割の額（小数点以下切捨て）が利用者負担額となり、残りの9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付等を代理受領する場合には、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業者にお支払いいただきます。

なお、低所得者等は月額負担額が軽減されます。

① 基本サービス単位数表

定員11人以上20人以下

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	5 1 7	3 8 6	2 6 8	2 3 9	2 1 8
3時間以上4時間未満	6 4 6	4 8 3	3 3 5	3 0 0	2 7 3
4時間以上5時間未満	7 7 4	5 7 8	4 0 1	3 5 8	3 2 7
5時間以上6時間未満	9 0 4	6 7 6	4 6 9	4 1 9	3 8 1
6時間以上7時間未満	1, 2 5 8	9 4 1	6 5 2	5 8 3	5 3 2
7時間以上8時間未満	1, 2 9 1	9 6 6	6 6 9	5 9 8	5 4 5
8時間以上9時間未満	1, 3 5 3	1, 0 2 7	7 3 0	6 6 0	6 0 7

② 加算単位数

加算名	算定要件	単位数
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして指定生活介護事業所において、指定生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	15単位/日
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	①又は②のいずれかに該当するものとして指定生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 ①生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 ②生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	6単位/日
常勤看護職員等配置加算	看護職員を常勤換算方法で1人以上配置している場合、利用定員に応じ、1日につき、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。	28単位/日
欠席時対応加算	利用者が、あらかじめ利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、生活介護従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。	94単位/回
人員配置体制加算（Ⅱ）	指定生活介護の単位において、指定生活介護の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数を加算する。	265単位/日
送迎加算（Ⅱ）	1回の送迎につき10人以上が利用している又は週3回以上の送迎を実施している場合に算定する。	10単位/回
食事提供体制加算	次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。 ①管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 ②食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂取量を記録していること。 ③利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。	30単位/日
入浴支援加算	医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。	80単位/日

喀痰吸引実施加算	医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	30単位/日
初期加算	生活介護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。	30単位/日

※事業所がとっている体制により上記②が加算されます。

(3) サービス利用に係る実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費等の対象ではありませんので、実費をいただきます。

項目	内容	金額
食事の提供に関わる費用	昼食代、おやつ代	500円
日常生活上必要となる諸経費	リハビリパンツ代	1枚80円

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末までに指定の方法でお支払いいただきます。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 事業所は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報についてはサービスを提供した日から5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合のみ情報を提供します。

9. 身体拘束の禁止

当事業所では、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命、身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合は、利用者又はその家族等に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また、事業者として身体拘束をなくしていくための取組みを積極的に行います。

10. 虐待防止のための措置

当事業所では、利用者に対する虐待防止のため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定と設置
虐待防止に関する責任者：管理者 荒屋敷 祥平
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の発生及び再発の防止を啓発、普及するための従業者に対する研修の実施
- (5) 虐待防止委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底

11. 苦情等の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下で受け付けます。

苦情受付窓口担当：管理者 荒屋敷 祥平 電話：019-656-1638
FAX：019-675-1195

苦情解決責任者：代表取締役 吉田 ひさ子 電話：019-656-1638
FAX：019-675-1195

・受付時間 月～金曜日（祝日を除く）8時30分～17時30分

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

盛岡市保健福祉部 障がい福祉課	〒020-8530 盛岡市内丸12-2 電話：019-651-4111
矢巾町福祉課	〒028-3692 紫波郡矢巾町大字南矢幅第13-123 電話：019-697-2111
紫波町健康福祉課	〒028-3392 紫波郡紫波町紫波中央駅前2-3-1 電話：019-672-2111
岩手県福祉サービス 運営適正化委員会	〒020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 岩手県社会福祉協議会内 電話：019-637-8871

12. 緊急時の対応（協力医療機関）

- (1) サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- (2) 主治医への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。
- (3) 利用者に急変が生じ、当事業所の営業時間外や年末年始当にご連絡いただく場合は、下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先：めだかの家本館 電話番号：019-675-1199
(夜間対応可能時間 18:00～8:30)

医療機関の名称	金子胃腸科内科
医院長名	金子 博純
所在時	岩手県盛岡市乙部13地割135-3
電話番号	016-696-2012
診療科	内科、糖尿病内科、胃腸科
入院設備	なし

1 3. 事故発生時の対応方法

利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

※本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

公益財団法人介護労働安定センター 居宅介護事業者賠償責任保険

1 4. 非常災害等の対策

非常時の対応	事業所は、非常災害に関する具体的計画により非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
防火管理責任者	生活支援員 吉田 由紀子
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	誘導灯及び誘導標識、非常放送設備、避難器具、消化器、担架等法令で規定された設備

1 5. ご利用の際に留意いただく事項

設備、器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理できない利用者につきましては、ご家族で管理するようお願いいたします。
宗教活動・政治活動 ・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定生活介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項、別紙の内容を説明しました。

<事業者>

所在地：岩手県盛岡市乙部3 1 地割1 7 番地

名 称：めだかの生活介護

説明者：荒屋敷 祥平 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定生活介護サービスの提供開始に同意しました。

(利用者)

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印

(代理人)

<住 所> _____

<氏 名> _____ 印 (続柄) _____